

平成28年(ワ)第40号 損害賠償請求事件
原告 山口 薫
被告 学校法人同志社

準備書面 17

－ 人証について －

平成31年2月18日

京都地方裁判所第6民事部合議はD係 御中

原告訴訟代理人 弁護士 辰 巳 裕 規

第1. はじめに

前回の期日において、裁判所からは、原告本人、浜矩子研究科長及び近藤まり国際プログラム委員会委員長の証人採用の方向性が示唆されました。

他方で、原告が申請したその余の証人である八田英二学長及び中田喜文教授の証人採用については消極に考えている旨の心証が示唆されました。

しかしながら、原告としては事実解明及び責任の所在の明確化のためにも両名の証人採用が不可欠であると考えます。以下、人証採用の必要性について、補充を致します。

第2. 八田英二学長について

1. 専門外科目担当強要

八田英二学長は専門外科目担当強要については、自ら当事者として直接あるいは浜矩子研究科長を介して、原告に対して作為的に行っており、事実関係を知る当事者として直接事実経過や事実認識を確認する必要がある。学長の地位にあるものが、専門外の科目を原告に強要したり、学校教育法上の教員の資格のないゲストスピーカーに講義を担当させることを原告に強要することは、あきらかな学問の自由の侵害である。浜矩子研究科長も八田学長の指示で動いていた立場であり、直接八田学長の認識を問う必要がある。

2. TIM 要請の握りつぶしに対する認識

浜矩子研究科長によるTIM要請の握りつぶしに関し、TIM専攻は原告を指導担当とすることをビジネス研究科に依頼をしているのであるし、この時点で既に浜矩子研究科長やビジネス研究科における原告に対する数々の不当な扱いについて原告の訴えを通じて認識をしていたのであるから、学長として異なる研究科間の調整を行うとともに、完成年次までの間の指導途上の学生に対する教授を完遂する

大学の責務を全うすることが求められていた。さらに TIM 専攻の中田喜文教授からは原告を TIM 専攻で引き受けることの提案も受けていたと聞き及んでいる。しかるに、浜矩子研究科長がビジネス研究科の教授会に諮ることなく、これを握りつぶした異常事態について、八田英二学長が積極介入をしなかった経緯について八田学長に事実認識を問う必要がある。

3. その他不作為について

八田英二学長が、原告の学問の自由を確保する責務を懈怠し、TIM 専攻との調整を含めて何らの作為をしていないことは確かに明らかではある。

もっとも八田学長は 2013 年 1 月 11 日の段階では原告に対して「しばらく情報収集と検討の時間を頂ければと思います」とメールをしている（甲 30）。その後、どのような情報収集・検討をし、その結果、なんらの対応もとらないという判断に至ったのかあるいは判断そのものも懈怠したのか、八田学長に事実認識を確認する必要がある。

4. 日程について

前回の期日においては、八田元学長の多忙さについての言及もあったが、本件ではトルコの国立大学に招聘中の原告はもちろん、被告側証人も多忙であり日程調整はいずれにしても余裕をもって決めざるを得ない。八田元学長についても余裕をもった尋問期日設定により対応は可能である。

5. 小括

以上の通り、当時の学長である八田氏の尋問は原告に対する学問の自由の侵害に対する事実解明・責任の有無の判断には不可欠であることから是非とも採用されることを求める。

第 3. 中田喜文教授について

1. 8 コマルール・システムダイナミクスについて

本件では浜矩子研究科長が 8 コマルールという存在しないルールを持ち出して原告のみ差別的に定年延長提案拒否をしたことを違法事由の一つとして主張している。そもそも原告はビジネス研究科創設の際に中心的な役割を果たしていた中田喜文教授（その後総合政策科学研究科に移籍）より、トップクラスの教授陣を招聘するために（当然高齢な教員を含めて採用する必要があることから）、70 歳まで働くことができると告げられていた。また、原告がシステムダイナミクスを用いた講義をすることについても了解し賛意を示した（その後、現に原告はシステムダイナミクスを用いた講義を毎年行ってきた）。この中田喜文教授の言葉を前提とするのであれば、そもそも 8 コマルールによる定年延長提案拒否などという差別的な扱いは生じるはずもないし、また、システムダイナミクスを用いた経済学の講義を「偏った経済学」などと名誉を毀損する発言をした上で、外すなどということもあり得なかった。原告がビジネス研究科で教授の職に就くに至った経緯や条件を創設時のことを知る中田喜文教授に直接確認することで、本件事件

当時の浜矩子研究科長や近藤まり国際プログラム委員会委員長の言動が如何に前提を欠いた違法なものであったかが明らかになる。

2. TIM 専攻について

その後、中田喜文教授は総合政策科学研究科に移籍したが、5年一貫制博士課程の創設に際して、原告に完成年次まで指導担当であることを前提に兼任教授となることを要請している。そして、原告が完成年次途上で教員の地位を奪われるなどということはもとより想定されていなかったことから、TIM 専攻では原告の指導担当継続を依頼したが、浜矩子研究科長がビジネス研究科の教授会に諮ることすらなく握りつぶしてしまった。中田喜文教授は TIM の側から、原告が完成年次途上において TIM 専攻の指導担当ができなくなることの異常性を認識し、また、八田英二学長に原告を TIM 専攻で引き受けることを提案したと聞き及んでいる。浜矩子研究科長の握りつぶしの違法性や八田英二学長の不作為の違法を明らかにするためにも中田喜文教授の人証採用は不可欠である。

以 上